

## 越前市八ツ杉森林学習センター指定管理者募集要項

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244号の2第3項及び越前市八ツ杉森林学習センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第150号。以下「条例」という。)第7条の規定により、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

## 記

## 1 施設の概要

(1)名称 越前市八ツ杉森林学習センター

(2)所在地 越前市別印町第19号1番地の1

## (3)設置目的

地場産材の安定的・計画的生産、林業担い手の育成、林業技術の向上を図るほか、森林のレクリエーション利用等総合的な活用をはじめとし、市民が自然環境との共生を考え、体験するため。

## (4)施設区域

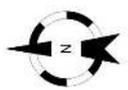
位置図(図-1)、配置図(図-2)を参照

## (5)主な建物、附帯施設等

ア	管理棟兼宿泊施設(森の家)	1棟	平成7年度	478.08m <sup>2</sup>
イ	研修施設(八角堂)	1棟	平成8年度	245.23m <sup>2</sup>
ウ	創作施設(創造庵)	1棟	平成8年度	243.00m <sup>2</sup>
エ	物置倉庫	1棟	平成7年度	77.50m <sup>2</sup>
オ	バーベキューハウス	1棟	平成10年度	87.40m <sup>2</sup>
カ	バンガロー	6棟	平成元年度	9.72m <sup>2</sup> /1棟当り
キ	キャンプ場、休憩舎、炊事施設その他の附帯施設			
ク	遊歩道、管理道路、駐車場その他の基盤整備施設			

## (6)その他

- ア 当施設が存する土地は、借地である。
- イ 当施設の区域内は、第三者が管理する施設(神社、天体観測所、炭焼き小屋、無線基地局、防災無線中継局)が立地する。
- ウ 当施設及び周辺の積雪は約3mである。
- エ 当施設までの経路となる国道417号旧道及び旧トンネルの取り扱いや除雪体制については未定である。
- オ 当施設までの経路となる林道中居八ツ杉線、奥谷線の降雪期の除雪は行わない。
- カ 水道施設は自己水源、下水道は合併浄化槽(100人槽)である。
- キ 当施設の一部は、森林法に基づく保安林に指定されている。



至池田町

至池田町

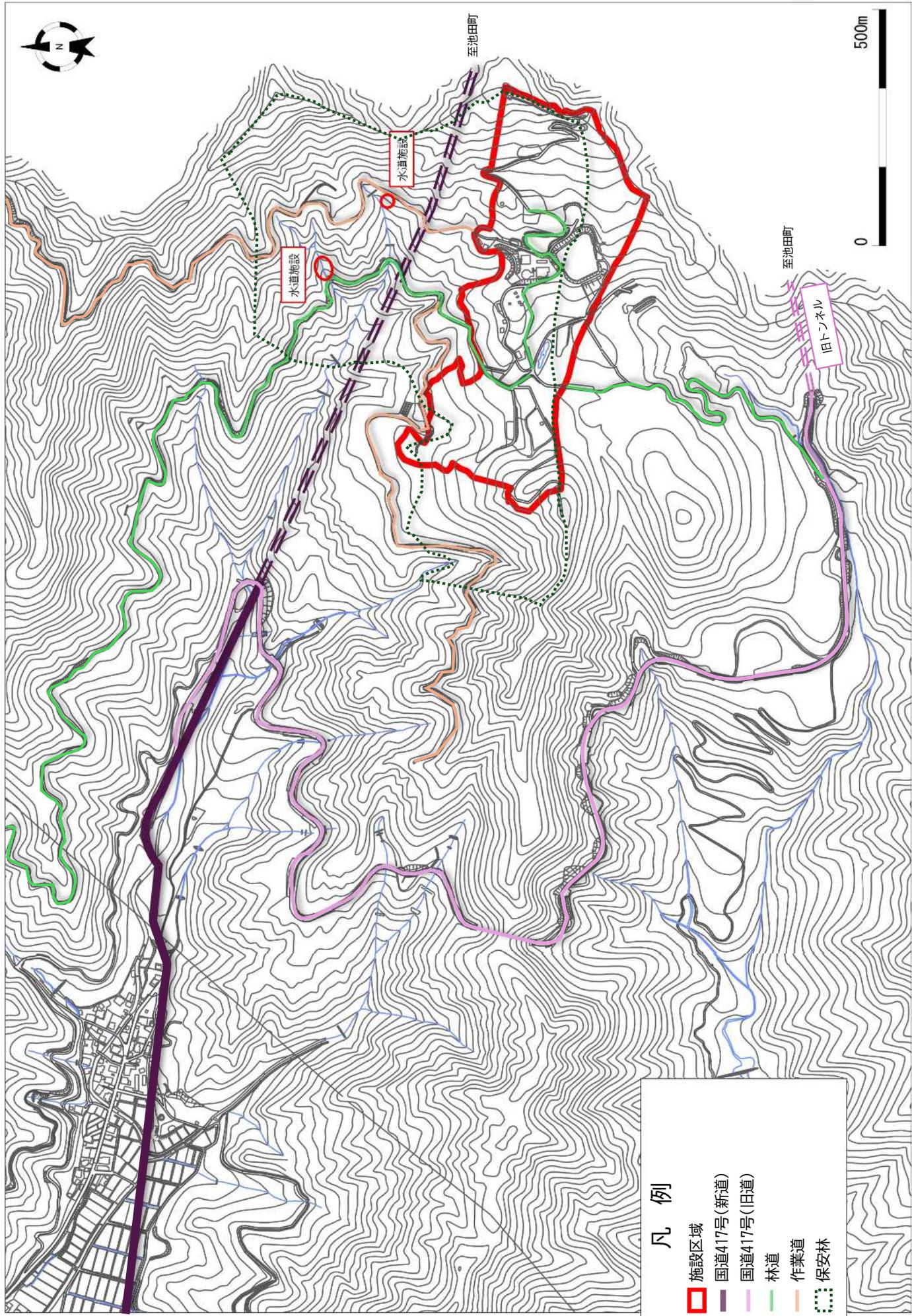
旧トンネル

水道施設

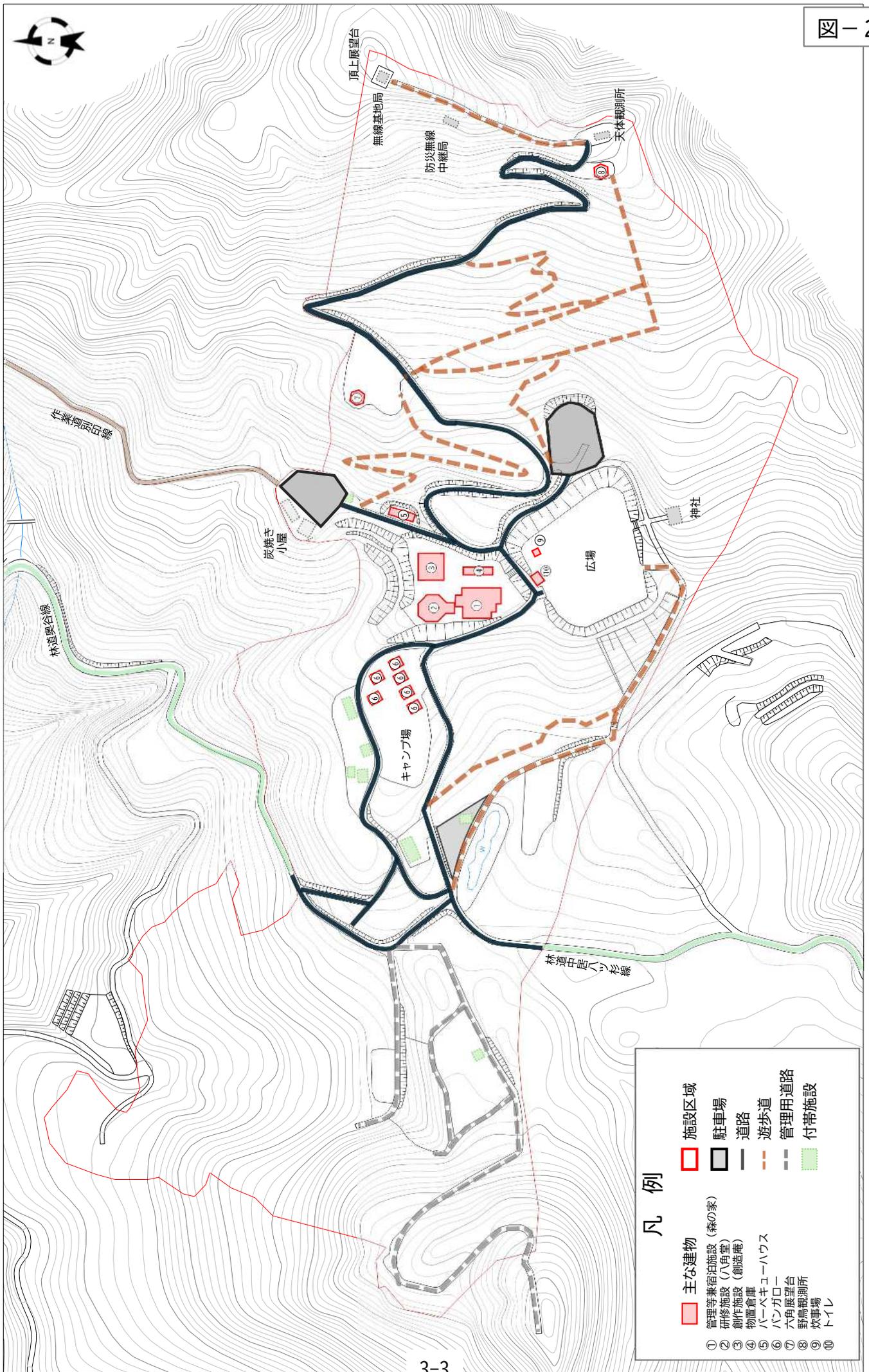
水道施設

- 凡例
-  施設区域
  -  国道417号(新道)
  -  国道417号(旧道)
  -  林道
  -  作業道
  -  保安林

位置図



施設配置図



凡例

■ 主な建物	□ 施設区域
① 管理等兼宿泊施設 (森の家)	■ 駐車場
② 研修施設 (八角堂)	— 道路
③ 創作施設 (創造庵)	- - 遊歩道
④ 物置倉庫	- - 管理用道路
⑤ ハーブキューハウス	■ 付帯施設
⑥ パンガロー	
⑦ 六角展望台	
⑧ 野鳥観測所	
⑨ 炊事場	
⑩ トイレ	

## 2 申請ができる者の資格

- (1) 団体であること(法人格の有無は問わない)。
- (2) 越前市内に事務所を置く、又は置こうとするものである(「置こうとする」とは、申請時には市内に事務所がなく、指定期間開始日の概ね1か月前までに、市内に事務所を置く場合をいう。)
- (3) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により越前市において入札の参加を制限されている者
  - エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 越前市の市税を滞納している者
  - カ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
  - ク 越前市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則(平成17年越前市規則第53号)第3条第3項の規定に該当する暴力団排除の趣旨に反する団体

## 3 募集に関すること

### (1) 募集期間

令和7年8月1日(金)から令和7年9月16日(火)まで

※土、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (2) 提出方法

持参による提出とし、郵送、電子メール、FAXによる提出は不可とする。

### (3) 募集に関する質問

#### ア 受付期間

令和7年8月1日(金)から令和7年9月2日(火)まで

※土、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### イ 受付方法

指定管理者募集に関する質問書(様式第4号)により、越前市役所農林整備課まで電子メール又は持参にて提出のこと(期間内必着)。電子メールによる提出の場合は、電話による受信確認を行うこと。

#### ウ 回答方法

令和7年9月8日(月)までに市ホームページ上に回答書を掲載することにより回答とする。

## 4 申請の際に提出する書類の内容

- (1) 指定管理者の申請書 (様式第1号)
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
  - ア 法人格を有している団体にあつては、商業・法人登記簿謄本、定款、規約又はこれらに類する書類
  - イ 法人格を有していない団体にあつては、これらに相当する書類として団体の規約、団体内名簿等
  - ウ 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体にあつては、市町村が認可をしたときの告示した事項に関する証明書
  - エ 団体の経営状況を説明する書類(前事業年度の収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類)提出することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類を提出できない旨及びその理由を記載した申立書
  - オ 市税の納税証明書(完納証明書)
  - カ 法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)ができる代表者の身分証明書
- (3) 管理運営業務の事業計画書 (様式第2号)
- (4) 管理運営に係る年度ごとの収支計画書 (様式第3号)
- (5) 自主事業を提案する場合は、その事業計画及び収支計画書等(任意様式)
- (6) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (7) 提出部数は8部(原本1部、写し7部)とし、原則A4縦型とする。また、申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。

## 5 選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に基づき、申請書類や申請書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)により、産業振興施設指定管理者選定委員会において、選定基準表を基に、総合点数方式により選定する。

- ア 出席者は主たる担当者を含め2名以内とする。
- イ 原則として各申請者が15分のプレゼンテーション及び15分程度のヒアリングとし、順次個別に行う。
- ウ プレゼンテーションの内容は提出された申請書類等に基づくものとし、投影する資料は選定委員会時に紙資料で提出すること。紙資料の提出部数は8部とする。
- エ 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は申請書類等の内容を逸脱しないこと。

### (2) 選定基準表

別紙1(選定基準表)のとおり

### (3) 採点

項目ごとの配点及び配点詳細の範囲内で点数をつけるものとする。

#### (4)集計

項目ごとの点数の最高点と最低点を一名分ずつ除いて平均点(小数点第2位四捨五入)を算出する。その合計点数を各申請者の得点とする。

#### (5)選定基準点

項目ごとの平均点において、選定基準点未満のものが1項目以上あった場合は失格とする。また、申請者全てが失格となった場合は、最高得点者から選定基準点未満の項目に対して再提案をうけ、再度の選定を実施することができる。

#### (6)失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 10(1)に示す指定管理委託料の上限額を超過した提案額を提示したとき。
- イ 10(1)に示す指定管理者委託料の上限額の2分の1を下回る提案額を提示したとき。
- ウ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。
- エ 虚偽の申請を行い、提案を行ったとき。
- オ その他、不誠実な行為と認められたとき。

#### (7)選定結果

選定結果は、速やかに応募者に対して文書にて通知することとし、市ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

### 6 管理の基準

越前市八ツ杉森林学習センター施設設置及び管理条例その他関係する法令、条例及び規則を遵守し、利用者の安全性及び快適性を考慮し、施設を常に良好な状態に管理すること。

#### (1)使用区分及び使用時間、休館日

越前市八ツ杉森林学習センター施設設置及び管理条例及び規則に基づき次のとおりとする。なお、指定管理者の提案及び協議により、変更することができるものとする。

(越前市八ツ杉森林学習センター設置及び管理条例施行規則第2条及び第3条)

##### ア 使用区分及び使用時間

宿泊については、午後4時から翌日の午前10時までとする。

その他(会議・実習等)については、午前10時から午後10時までとする。

##### イ 休館日

- ・毎週火曜日と毎月第3日曜日
- ・12月1日から翌年の3月31日まで
- ・宿泊については、11月1日から翌年の4月30日まで

#### (2)個人情報保護について

施設の管理をするに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護にも関する法律に基づく個人情報の保護に関する事項等に基づき、漏えい、滅失又は毀損の防止など保有個人情報の適切な管理を行うこと。

## 7 管理業務の範囲及び具体的内容

指定管理者は、設置目的である森林の総合的な活用をはじめ、市民が自然環境との共生を考え、体験することを達成するとともに、利用者の満足度向上や安全・安心に利用できること等を目的として、別添の業務仕様書の業務を行うものとする。

### (1) 指定管理業務

指定管理業務とは、業務仕様書に掲げられた業務(自主事業を除く。)とする。

また、指定管理期間中に越前市と協議し、市長が必要と認めた企画・提案を実施する業務を含むものとする。

※様式第2号、様式第3号により、施設の管理運営について具体的に提案を記述すること。

## 8 自主事業

### (1) 自主事業

自主事業とは、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等を実施する事業、売店などを設置し、利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業をいう。指定管理者は、利用者の利便を妨げない範囲で、この自主事業を実施することができる。なお、自主事業により得た収益は指定管理者の収入となるが、自主事業に要する経費に越前市が支払う指定管理委託料を充ててはならない。

また、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ越前市と協議し、承認を得る必要がある。その際、越前市の関連する条例に定める使用料等を越前市に支払う必要がある。

自主事業の提案について、越前市が当施設での実施がふさわしくないと判断した場合は実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、事前に協議することとする。

## 9 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

## 10 指定管理委託料の上限額に関する事項

(1) 指定管理委託料の上限は152,350,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(2) 委託料は、指定期間全体に必要な5年間の総額とする。

(3) 令和8年度～令和12年度の債務負担行為を設定する。

#### 各年度での委託料上限額

年度	委託料
令和8年度	30,470,000円
令和9年度	30,470,000円
令和10年度	30,470,000円
令和11年度	30,470,000円
令和12年度	30,470,000円
合計	152,350,000円

### 1.1 指定管理委託料に関する事項

- (1)委託料については、原則として精算行為は行わないものとする。ただし、社会経済情勢の著しい変動があった場合等の特別の理由があると認める場合を除く。
- (2)施設の使用に係る料金は、使用料として越前市の収入となる。
- (3)自主事業による収益等を、指定管理業務に係る経費や施設の改修に還元することも可能とする。

### 1.2 修繕に関する業務

1件当たり30万円までの小規模修繕については、原則として年額100万円までは指定管理者が費用負担すること。

### 1.3 現地見学会

施設の状態確認のため、現地見学会を開催する。参加を希望する事業者は、様式第5号を越前市役所農林整備課まで電子メール又は持参にて提出のこと(期間内必着)。電子メールによる提出の場合は、電話による受信確認を行うこと。

希望者がいない場合には、開催しない。

開催日時：令和7年8月26日(火)午前10時～

開催場所：越前市森林学習センター

内容：現地施設の状態確認

申込締切り：令和7年8月19日(火)

#### 14 インセンティブ制について

次期(令和13年度以降)の選定において、今回(令和8年度～令和12年度)指定管理者となった団体から応募があった場合、指定期間中の管理運営成績を選定評価に実績点として加点する。減点を行わない。評価の基準となる項目及び数値、評価点は、以下のとおりとする。

項目：自主事業の収益を指定管理業務の経費や施設改修に還元した額

数値：A + B - C

A：令和8年度～令和11年度までに自主事業の収益を還元した平均の額（税込み）

B：令和8年度～令和11年度の平均使用料及び事業収入実績※

C：令和4年度～令和6年度の平均使用料及び事業収入実績額（3,265千円）

※災害や感染症等の指定管理者の責によらず収入が減少した年度は除く

数値	評価	評価点
100万円以上	特に優れている	10点
50万円以上100万円未満	優れている	5点
1円以上50万円未満	やや優れている	1点
なし	—	0点

## 15 リスク分担

越前市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方は、次の表のとおりとする。なお、詳細については、越前市と指定管理者が協議の上で決定する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		越前市	指定管理者
施設の運営管理	苦情対応、広報等も含む		○
法令などの変更	施設の管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
指定議案の否決	市議会により指定管理者指定議案が否決された場合		○
行為許可	使用申請の許可、使用料の徴収等		○
不可抗力による費用負担	自然災害(地震・台風等)に起因する費用負担	協議事項	
	その他不可抗力による中止、延期等		
事故・災害時の対応	連絡体制確保、被害調査、応急措置		○
	指揮・指示等、復旧措置	○	
管理上の瑕疵による損害・事故・火災等	指定管理者の管理上の瑕疵による損害・事故・火災等		○
利用者への損害賠償	指定管理者の瑕疵に起因する損害		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設の修繕等	小規模 (1件当たり30万円(税込み)以下)		○
	上記以外のもの	○	
物価等の変動	物価・金利の変動等による管理運営経費の増大		○
	著しい物価変動・金利の変動等による管理運営経費の増大	協議事項	
施設の管理業務の中止・延期	指定の取消し又は管理業務の停止などにより生じた損害		○
指定管理者の行う自主事業			○

## 16 保険への加入

### (1) 指定管理業務の保険

越前市が加入する保険は、次のとおりとする。

ア 全国市長会 市民総合賠償保険 賠償責任保険

イ 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済

ウ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険(対象:スギ・その他針葉樹)

### (2)(1)以外の事業の保険

指定管理業務の保険以外として、必要に応じ賠償責任保険等に加入すること。

## 17 業務の再委託の制限に関する事項

業務の全部又は主たる業務を再委託することはできない。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務遂行上合理的と認められる場合で越前市の承認を受けたものについては、この限りではない。

## 18 申請書類の情報公開に関する事項

選定結果の公表に当たり、応募者名や審査結果内容を公表することや、越前市情報公開条例に基づき応募書類の情報開示を行う場合があることを了承の上で申請すること。

## 19 備品等の取扱いに関する事項

- (1) 指定管理者が、指定管理委託料により購入した備品等は、越前市に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、越前市の所有する備品等については、「越前市物品会計規則」及び関係例規の管理規則及び分類について行うものとする。また、指定管理者は保管にかかる備品等を整理し、購入及び廃棄等については、事前に越前市と協議し報告しなければならない。

## 20 施設の改築・廃止等に関する事項

公の施設の指定管理期間内に、管理対象施設に係る改築又は休止、廃止がある場合にあつては、細目協定書において、管理する施設及びその範囲を定めるものとする。

## 21 避難場所等としての使用に対する事項

暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他甲がこれに類すると認められた事故により生ずる被害により、一時的に市民の避難場所等として越前市が当該施設を必要とするときは、要請に応じ緊急の開錠を含めた施設等の管理運営を行い、その間は、越前市の指示に従うこと。なお、避難場所等として使用したことに伴う管理経費については、協議して定めるものとする。

## 22 障がい者差別解消に関する事項

公の施設であることから、越前市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に準じて、不平等な差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応に努めること。

## 23 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく配慮

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう適切な対応に努めること。

## 24 提出先及び問合せ先

〒915-8530

越前市府中一丁目13番7号

越前市環境農林部農林整備課

電話 0778-22-3008

電子メール [nourinseibi@city.echizen.lg.jp](mailto:nourinseibi@city.echizen.lg.jp)

## 25 その他

- (1)申請書のほか必要書類を添えて、直接、提出先まで持参してください。
- (2)申請に係る費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (3)申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認められません。